明治十一年十二月三十日第三種郵便物認可 (日刊) 日曜及祭日の翌日休刊 明治四十二年八月廿九日 (日曜日) 第二百號 (一)

京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐべからず

●韓國の女子教育

韓國にて正式に門地ある女子の教育を開始したるは一官立高等女學校あるのみ外立の宗教學校等にても便宜教授しつゝあれども各宗教の臭味を脱し難く純然たる國民教育とは認め難からん、而して右高等女學校は日本の華族女學校に比すべきものにして在學者は何れも相當身分ある家庭の子女のみなるが何分閨門深く育ちしものゝみなれば風紀に危險多き外界と接觸するには監督者は常に多大の注意を拂へりと云へり

▲素養● 入學前に千字文の如き簡易なる漢文を習得せるもあれど多くは諺文をも解せざるものゝみなりと云ふ

▲年齡● は七歳より廿五歳迄位なり

▲學級● 本年一月より高等程度となり本科を四年に豫科を二年となせり

▲心理● 流行を追ふ韓人の性質は女子にも免れ難く新教育を受けつゝありとの誇りと外界に接觸する嬉しさとの爲め一般に進むで授業を受け休業を嫌ふ傾あり之等の事情より夏休み中も午前丈復習をなさしめ居れり

▲手工● 其成績を見るに刺繍編物等は頗る美事なり近頃帝室に献納の爲め謹製しつゝあるは桃地に花卉の刺繍は練習一年の腕にしては驚く許り巧妙なるが本科四年の作品なり唯意匠に至りては大に缺ぐる所ありと

▲動作● 活潑なるも衣服等の關係にも稍や動作輕佻に流るゝ傾きあり故に遊戲等に際し可成靜かなる方に導きつゝあり

▲唱歌● 日本歌の幼稚なるを教へつゝあり

▲習字● は流石文字の國丈け筆法正しく楷書の如き雄健なる筆勢男子を凌ぐあり日本假名も稍巧みにして習字は概して成績宜し

▲作文● 普通漢字混りの言文一致体を教へつゝあるが助動詞、接續詞等の配列正鵠を得て韓女子の作とは認め難き程なりと

▲消息● 文も近來簡單なる速語を教授しつゝあり是又有望にして日韓婦人間に日文消息の往復を見るも遠きにあらざるべし

▲教授● 語は日語を主とし本科に至りては全く通譯を要せず言語は同化極めて佳良にして生活上の必要よりも來れるものか大小人とも極めて熱心に習得しつゝありと

▲數學● 當初の豫期に比し頗る佳良にして却て男兒に勝れるが如き觀ありと

▲性質● 總じて從順は可なれども其半面には韓人の常として卑屈の觀あるを免れず

▲家庭● との關係は格別疑りたる點もなけれども往訪實見するに作法の如きに至つては殆んど日本と比較にもならずと

▲校長● は東宮侍從武官長趙東潤の母堂なるが珍しき事理に明かなる賢夫人なりと

▲寄宿● 舍は必要を認むるも其設備なしと

▲開校● は一昨々年にして現在の生徒總數は僅かに百五十八なりと云へり

▲方針● 完き一賢母を養成するは或意味に十人の男兒を薫陶するに勝る[illegible]も此方に深き注意を拂ひつゝありといふ

●釜山の果樹栽培状況

釜山理事廳管内に於ける果樹は去る三十八年以降本年に至る五ヶ年に亘りて栽培されたるものなるが未だ年月を經ること尠きが故に收穫を見る能はざる部分ありて其の收穫量は植付反別に比し頗る僅少なれども成績は甚だ有望に屬し居れり而して之が種類は桃、苹果、葡萄、巴旦杏、栗、梅、梨、柿、無花果、カスプペリー、カーラント等にして作主總人員三十五人、栽培總反別六十七町五反三畝歩、總收穫量一萬二千百貫なるが更らに之を地方別にすれば左の如し

▲釜山作主十八人、反別十五町五反一畝歩收穫三千九百二十貫▲洛東江十四人、三十一町三反歩、千五百貫▲三浪津八人、十九町四反歩、六千九百貫▲密陽三人、一町三反歩

中山大納言

第卅七席　桃川燕玉演

越「されば時節の御炎上ならば格別に念を入れべきも、さはなく附火を以て燒拂はれ候由、然れ共其罪人も質さず早速御譜請申上げ候に、又々の御沙汰實に迷惑仕り候」中山殿が「如何に越中、汝は大内の古實を知らざる者と相見ゆたり、忝なくも神武天皇日向國宮崎より大和國畝傍山を切開き、奈良に都を築かせ給ふより、大内裏民家の火にて燒失なす時は外に清淨の地を撰むか、左なくば類燒後一里四面の土を一丈七尺堀立て、穢れたる燒土を取捨て、靈山より清淨の土を取運ばせ四面を築き、天地の御神を祀り而して宮殿を造營なす事是れ大内の古實なり、又逃れ難き失火の際は差火を以て燒くの古實あり捨てる事なき故なり、されば先年の炎上は所詮逃れ難き出火と見極めたるゆゑに、諸卿御詮議の上差火を以て燒失したるは、天朝にても將軍の御費用を厭ひ給ふ故なり、越中返答あるか如何に」越中守「大内の古實を知らざる段恐入り奉り候、併し近年は國中凶作打續き、幕府も大困難仕り居り候へば、此段御憐察を願ひ奉ります」中山殿が「されば越中、大内裏御本譜請の事は未だ勅諚のなき事である、それを汝言譯には及ぶまい」越中樣が之を聽いてホイ失敗た、餘計な事を言つてしまつた、先帝御聞濟の御譜請だから、當幼帝それを御取拂ひの沙汰は御不孝に當るゆへ、閑院宮樣へ太上天皇の尊號を進め、それより改めて太上天皇より御本譜請の一件、勅諚を關東へ下さうと云ふ中山殿の心底だらうと越中樣が思召したから、最初大内裏の事を申上げた、中山殿が其事は勅諚が無いから言ひ譯には及ばぬときた、そこで越中殿が「今度太上天皇尊號の勅諚は、御傍の人々より御勸め申上げ奉り、是れを勅諚なりと申し下されしと承知仕る」「此儀如何でござる」中山殿が「控ゐろ越中、汝存外の儀を申す者かな、我皇御國伊弉諾伊弉冊の二神始めて國土山川草木を起し給ふより、天照大神地神五代、それより人皇の始め、神武天皇より當帝に至るまで皇統連綿たる主上の綸言と申せば、抑も傍より勸め奉りたるは綸言にあらず、聡明叡智に渡らせられ給ふに依り、御父君に太上天皇の尊號宣下の勅諚あらせられしなり」越中守進出で「正しく御幼帝より御宣せ給ひし御事に候ふや」中「されば、御孝心深き故にて之れある」越「恐れながら越中申上げますが、是は御明君とは申しながら御幼帝の御心得違ひ、天子に父母なし日月を以て父母となす、假令父君一品親王にもせよ、御心に深き御孝心あるは格別、右太上天皇の號を進め給ふは形の孝色の孝なり、吾々しきの身分にある事、是れ筋違ひの勅諚、御側らの人々諫奏あつて然るべくと存じまする」此時に流石の中山殿が何とも仰しやらぬ、暫くの間差俯いたきり一言も仰せられぬから、將軍家齊公一橋治久公、是ばかりはどうか中山に勝たせたいと思召し、如何あらんと控ゐて居ると越中守「イザ御返答あらせられるやうに」と少しく前に進んだ時に、中山殿面をれ上げ遊ばし　中「如何に越中、德川二代將軍の息女大内に輿入あり、是れ東福門院と申上げる、後三代將軍の世となり、二代臺德院天子の外舅たるの故を以て太上天皇の尊號を追贈あり、其節勅許ありしは如何に」越中守が「是は貴卿の御言葉にも似合ひ申さず、右臺德院殿へ太上天皇の尊號を奉りしは是れ則ち追諡の事にして今日の例に相成らず、御存命の時太上天皇の尊號宣下は承久文安の昔に限りまする」中「控へろ越中」ハッと越中殿が言葉を噤んだ、時に中山殿が「如何に越中、今度將軍家御威光を以て麿を呼下し、是と云ふ箇條もなきに其身高きに在つて一言の挨拶もなく無禮ならずや、將軍家は内大臣、麿は大納言、官位に相違ありと雖も愛親御内勅を蒙りて綸旨持參、將軍始め汝等に至るまで座が高い、下座致して忝なくも當帝薄墨の御綸旨を拜見致せ」と錦の袋を御取出しに相成る。此時水戸の治保公席を進み出で　治「アイヤ貴卿には御綸旨御納置きを願ひ奉ります」中山殿が　中「手引の者」六角越前守が「何御用にございます」中「只今止めたるは誰ぢや」越前「水戸家にございます」中「名前は何と申す」越前「中納言にござる」中「それは官名であらう」ハッと言つて六角殿がウムーと急込むと水戸樣の名前を忘れてしまた、昔の人は鷹揚だで水戸殿が御進みになつて　治「治保と申します」中山殿が「シテ止めしは……」治「尊號の事治保より御挨拶を申上げ候へば、本日は御歸館を願ひ奉ります」然らばと云つて此處で御歸館に相成つた。薄墨の御綸旨を出す迄に至つて、水戸殿が御止めをして其日は退つたと云ふ。



京城新報

日清懸案の解決

日清間の懸案問題に關する協約は去る廿四日北京に於て調印を了し其內容として報せらるゝ所に依れば、間島は清國の主權を認め我經營を保障維持し在住日韓民の保護は我國之に任ず、法庫門並行線に關しては清國政府は我政府の主張を認め將來我商議を經ずして新民屯線を北に延長せざる事、撫順煙臺炭坑の租借を許し我政府は清國に公納金を入るゝこと、奉天の日清停車場を內城に移すこと、大石橋營口の支線は我經營として營口居留地內に延長する事の五箇條なりと、之を要するに間島の主權問題を除くの外は彼のポーツマス談判に聊か鮮明ならしめたるに過ぎず、元來此等の協約は日露戰役後に確然と協約せらるべき筈のもの也、然るに當時の當局者が粗漏にして當然得べき權利を明確にせざりし也、夫れが爲に安奉線問題の如きも頗る面倒となり近日來の如き彼我の間に紛紜を生じたる也、今更之を追窮するの要なしと雖も我が外交には往々粗漫に失するの傾きなしとせず、之が爲に後日に至りて意外の面倒を惹起するに至るを以て大に將來を戒飭せざる可らず。

間島問題に就ては我政府は其主權を清國に讓るべしとの風說は全く茲に實現せられたり、余輩は此問題に就ては其當時主權の讓歩にして日清の國交を圓滿ならしむるを得ば讓歩も亦止むを得ずとなし、併し領土權の讓歩と共に北韓より吉林渾春に達する鐵道の布設權を取り置くべしと論じたりき、然るに協約の內容を見れば單に在住日韓人の治外法權を保留するに過ぎず、斯くては我北韓の開拓上に大なる支障を生ずるに至るべし、北韓は北滿との交通貿易によりて其開拓に著しき進境を與ふべく、從つて淸津港を以て北韓の樞要港となすを得ん、北韓と北滿との交通を便にするは啻に北韓開拓の上に多くの利益あるのみならず、北日本の物產を浦鹽港を迂回せずして北滿洲に輸出するの利益あり、何れの點より見るも北韓より吉林渾春に通ずる鐵道を我に布設することは最も必要なることとなりとす、亦清國側より見るも領土權さへ占取せば軌道布設の道路を租借せしめて日本に布設經營せしむるを利なりとす、清國自ら之を布設するには現時の清國にては容易に運ばざるべし、南滿鐵道布設を承諾せる清國にして之を拒む筈なし、鐵道の布設にして一日早ければそれ丈け其開發に於て一日の利益あり、之れ我北韓開拓に益すると共に北滿の開發を速ならしむる所謂一擧兩得也、然るに我外交當局者は何の見る所ありてか唯間島の主權のみ讓歩して鐵道布設權を收むるの協約をなさゞりしや、余輩はかへすがへすも之を遺憾とするもの也。

東京電報

▲露觀光團員の發病

露國觀光團員の內六名病氣の爲神戸より敦賀を經て歸國す(廿八日着)

紐育電報

▲日本櫻樹の植付

日本より寄送せらるゝ櫻三百本は中央公園に植付る筈也(廿八日東京經由)

雜報

●間島の讓歩に就て

吾社の東電は日清兩國に新協約成立し其第一項に同地方清國主權を承認したる旨報じ來れり然るに統監府へは未だ何等の公報達せざるを以て其眞否を保證する能はざるも若し事實とすれば更に細目の協定なかるべからず何となれば現に韓國人の同地に在住するものは八萬四千人に達し殆んど清國在住民の約倍以上に在り然れば是等の保護に就ては特種の取締を要すべきを以て該協約成立の結果統監府派出所は當然廢止せらるべきも直に領事制度を施行し難き事情あるが故に特別の制度則ち理事官の如きものを置くに至るべし而して該協約により國境問題決定し日清兩國に屢々釀起する紛爭は全部氷解し得たる譯なれば相互の交涉更に圓滿に進捗を見るに至るべしと小松書記官は語れり(日本電通)

●國債報償金紛議眞相

ベッセルの保管せし國債報償金に付き國債報償會總合所監督金元五金麟等がベッセル未亡人に向ひ該金の返還を求めし由傳へられたるが右は全く一場の狂言に過ぎずして其實彼等はベッセルと同穴の狸なりといふ今其次第を聞くに報償會にて最も嚴正硬直なりしは役員李厭鎬にして同人は極力醜類の奸を發き費消金を辨濟せしめんとせしより二金及ベッセルは常に之を遠けんとしベッセルの如きは同人と席を同うしては何事も議せざる程なりしが終に前後には同醜相謀りて之を放逐したり彼等は如此ベッセルと醜關係あるを以て素より其未亡人に向て償還を迫るべき理由なく唯だ世人を瞞着せん爲手段に過ぎざるものなりといふ

●外國人賦課の附加稅

地方費を在韓外國人に賦課すべきことは既報の如くなるが別項記載の如く三稅附加稅を地方費に編入したるに就きては悉く之れを外國人に賦課すべきやに關し當局者の意見を聞くに地稅附加稅は勿論地方費の好財源なるを以て之れを賦課徵收すべきも家屋稅及戶稅は全道を通じ約八十萬圓に過ぎざる少額なるを以て之れに附加稅を課するとするも其稅額甚だ微細なるに依り戶稅及家屋稅は之れを賦課せざる方針なりと因みに地方費も三稅と同じく條約に依る各國居留地專管居留地及附近十韓里(我一里)並びに雜居地に居住せる外國人には適用せずと

●清國對韓國の舊貸借

韓國政府が二十五六年以前の昔清國北洋大臣の手を經て同國招商局及電報局より巨額の借款を爲し護岸工事費等に充用せし事は曩て聞く處なるが右金額は其後幾回かに返濟したるも尙は若干の殘額ありし由にて今回清國總領事より統監府へ交涉を申込み來れり然るに秕政其極に達したる當時の韓國なれば書類の徵すべきものなく之が爲めに兩國官憲に於ては殆んど其處置に苦み居るも馬總領事の態度頗る穩當なれば結局圓滿に落着を見るべしと

●治道功績と地方地價

現今不景氣の結果に依り治道の功蹟は直ちに地價の上に顯るゝを得ざれども羅州附近にては開通の當時は開通前に比し五割高の賣買を見しも現時は漸次下落して平均二割內外の騰貴に止まれり南平邑は開通前より一割乃至二割を減したるが之れ全く暴徒の影響を被むる不景氣の結果にして光州は處に依り二三倍の騰貴を見し所もあれど平均二割內外の高價なり而して沿路市街地以外一般の村里は暴徒金融の關係に依り平均二割を下落せりと

●各通信社と新聞紙法

統監府は昨年五月を以て新聞紙法を發布し日本人の經營に係る新聞社に對しては規定の保證金を納付せしめたるも當時通信社は除外しありしが爾來多數の通信社續出し弊害尠なからざるを以て今回愈々新聞紙法を適用する事に決定し三浦理事官は各通信社に來月末迄に保證金一千圓の納付を命ぜり

●度支部と豫備金支出

韓國度支部左記臨時費途に對し豫備金支出の裁可を經たり

匪徒被害者遺族給與金	六〇〇、〇〇〇
道路改修費補助金	三三、一六五、〇〇〇
匪徒被害遺族給與金	三、〇〇〇、〇〇〇
甑南浦稅關保留敷地々租金	一五、〇〇〇、〇〇〇
清津港雜居地經營所要金	二、三八五、〇〇〇
陵園墓森林保護費	七、八四〇、〇〇〇

●拓殖會社模範田耕作

拓殖會社にては韓政府より驛屯土の引繼を全部完了したる上は所在田圃に模範田を置き會社直營の下に耕作を試み小作人指導の便を開くに至るべしと之が爲めに同社が引繼を受くべき驛屯土は成るべく一箇所に集中せん事を希望し此方針を以て實地調査を爲しつゝありと云へり

●好望なる風穴の發見

韓國に於ける蠶業獎勵に就ては恰當なる蠶種貯藏所則ち風穴の必要あるを認め農商工部に於て各地方調査中の處其中に就き大邱義城面に一箇處發見し先頃來試驗的貯藏を爲したるに其成績頗る佳良なれば將來大に好望なりと云ふ

●登記事務取扱の所管

司法權委任と同時に從來行政廳に於て取扱たる登記事務も亦全然委任したるものなりや否やに就いて云爲するものあるも元來人身に關する登記以外の事務は行政廳に於て執るべきものなるを以て目下當局官憲に於ては之れが執務上に就き研究中なりと

●地方費と國稅の附加

來る九月一日より實施さるべき地方費の財源は市場稅、屠獸稅、典當舖稅、庖肆稅、其他なるが尙國稅附加稅を地方費に編入すべきや否やに就きては過般來內部及び度支部の兩部に於て種々協議中の處愈統監府の承認を經て地方費に編入することに決定したり

●行啓紀念道と豫備金

大邱にては行幸紀念として北門より南門に通ずる道路を改修したるが之が補助として豫備金より三万三千百六十五圓を支出せり

●水利組合と調査

韓政府は各地水利事業の計畫を獎勵しつゝあるが事業設計に當り組合にて適當なる技術者を雇聘する能はざる場合は財務監督局長の上申に依り又度支部に於て組合の爲したる事業設計の當否を實地に調査する必要ある場合には孰れも組合の費用を以て相當技術者を出張せしむ

●全南一進會活動

全羅南道潭陽にては一時一進會員約百數十名に上りたるが暴徒蜂起と共に其加害を厭れ脫會するもの頻々たるより今般昌平郡鳳面院居南周松なるもの支會長となり會務の刷新を計ると同時に會員の募集に盡瘁し居れりと

●屠獸稅と賦課方

屠獸稅は地方稅中の重なる財源にして過般屠獸規則なるもの發布されしが同法は許可に關する規則に過ぎざれば當局官憲にては之が賦課方に就き熟議中なりと

●大韓協會支部會

大韓協會全北支部にては過般通常會を開き評議員の補欠選擧を行ひ終つて同會地方遊說員金光濟の「世界の英雄」と題する演說あり盛會也しと云ふ

●排日新聞の押收

在浦汐韓人の發行に係る大東共報六十二號は治安妨害の廉に依り昨廿七日內部大臣より其發賣を禁止されたり

●判事任命

廿四日左の通り任命あり

任判事敍高等官四等　喜頭兵一
同　上　大多尙文
同　上　茂手木昌三郎

●韓銀株と前景氣

韓國銀行の株式募集は愈々來月六日より十二日迄の間に行はるゝ次第なるが今募集前景氣に就て第一銀行副支配人の談を聞くに日本に於ては金融緩慢に苦しみ居る時節なれば其景氣は非常にて又韓國側に於ても氣受よく殊に官吏側にて小口の應募者多數あるべき見込なり今回の應募方法は滿株に達せば何時にても締切る事となり居れば勿論初一日にて滿株に達すべし而して申込證據金に對しては一口每に領收證を交付し分割請求あるも應せざる事となり居れば株屋の煽動も餘りに効なく結局確實なる資本家の手に配布さるべし尙韓國に於ける募集は京城、釜山、仁川、平壤のみなるを以て其の地外應募希望者は成べく六日迄(初日)に證據金を添へて申込銀行に達する樣取運ばざれば折角の希望も空しかるべし云々

●曾禰夫人の來期

曾禰統監夫人が子爵病氣看護の爲め渡韓せらるゝ由は昨紙東電に見えし如くなるが其事に就き先日令息寛治氏の許に消息ありたるも未だ日取は確定し居らざるも多分來月三四日頃なるべしといへり

●木浦光州間國道現狀

木浦、光州間國道工事の延長は約二十一里なるが現在竣工せし部分は木浦、務安間の八里、光州內榮山間七里半にして計十五里半なるが未成部分は內榮山、務安間の五里なり目下治道局出張所は木浦及羅州に在り雙方より工事進捗中なるが隆熙四年度には全く完成すべきが道路の幅員は通路六米突の外に左右二米突式の鋪敷を存置す從來用地買收面積は三十八萬二千三百五十二坪其他金三万三千百三十七圓既費勞銀は二十一萬四千五百十八圓なりと云へり

●虎列拉病蔓延と當局

昨今新義州方面へ虎列拉病益々延蔓の患あるを以て內部は廿七日檢疫醫員二名を同地方へ急派せしめ防疫に努めつゝあるが尙新義州驛に於ては瀛車檢疫を行ひ又重なる各停車場にても行ふことゝなれり目下の患者を聞くに廿七日龍岩浦に六名發生し初發以來十名新義州は日本人三人初發以來十四名

●各地に掲示場の新設

地方人民に法令周知の方法として各財務署所在地中樞要なる場所に掲示場を設置すべしとのことは既報の如くなるが之れに就き設置濟のもの三十八箇所あり尙丙種以上の財務署所在地に於ても之れを設置することゝし經費九千二百圓を配付したりと今其の個所を示せば左の如し平壤一七、漢城一四、大邱二〇、全州、三一、元山一〇、合計九二

●上半年の關稅收入額

本年一月以降七月迄の關稅收入は百六十四萬五千五百圓にして昨年度同期間の百七十七萬七千二百七十六圓に比すれば十三萬一千七百七十六圓なるが今其比較表を示せば

	三年度	二年度
輸出稅	三三四、一一九	三六七、〇一一
輸入稅	一、二二八、二〇八	一、三〇六、七四一
噸稅	四七、六六二	五二、五〇六
雜收入	三五、五一一	五一、〇一八

●度量衡會議と韓政府

九月二十日東京に開會さるゝ全國度量衡會議は英國法採用、公差制定等を議する爲めなるが韓國より參列の目的は韓國改正法の說明、日本衡製品の韓國輸入防止之に關する各地方官の取締方等に就き注意を乞ふ爲めにて農商工部の梅田技師參列すべしと

●婦人會の水兵待遇法

各居留地寄港の帝國軍艦乘組下士水兵等にして團体にて一夜の宿泊を希望する者には寺院其他特志家に交涉して無料宿泊を周旋し又は入浴劵を進呈する等の便宜を與へらるゝ旨愛國婦人會本部より仁川、釜山、馬山、元山等の各委員部長に通牒し來りたり

●韓銀本店行舍と二銀

韓國銀行本店の設定地は現第一銀行總支店を充つる事に決定し第一銀行支店は掬翠の裏手宋秉畯の所有地六百坪を購入し目下洋式セメント建行舍新築中にて來る十月中に竣成すべしと

●トロール漁船の影響

目下巨濟島方面に於ける漁業は石首魚、太刀魚の時期なるに拘はらず近年稀なる不漁なるより漁業者間にはトロール漁船が巨濟島沖の海中を掻き廻す結果にはあらずやと怪しみ居るもの少からずと云へり

●トロール禁止の歎願

巨濟島居留の本邦在住漁民三十餘名は熟議の結果十三縣の在住漁民代表者の名を以て去る廿六日附三增馬山理事官にトロール禁止歎願書を提出したりと

●愛國婦人傷病兵慰問

愛國婦人會韓國本部にては韓國駐剳軍衛戍病院及び分院收容の傷病兵二百名に對し目下慰問品寄贈の準備中なりと云ふ

●在仁川英國領事更迭

在仁川英國領事ホルムス氏は今般日本駐在を命せられ其後任は在京城同總領事館副領事ワイツーウ氏任命せられ廿六日赴任したり

●中村侍從武官長來京

聖旨を奉じ滿州巡視中の侍從武官長中村中將は昨廿八日午後十時南大門驛に到着せり

●榊原少將の招宴

新任榊原憲兵隊長は來る九月一日統監府高等官、軍司令部員各部大臣、同次官、警視總監、法務院長を花月に招待し新任披露の宴を開く由なりと

●東亞烟草の招宴

東亞烟草株式會社にては今回當地に工場を設置する事となりたるを以て其披露の爲め度支部高等官二十餘名を昨夜七時より掬翠樓に招待したりと云

●水雷艇隊の出港

仁川に碇泊中なりし水雷艇第十一號艇中七十二、七十三の二隻は昨日午前八時鎭南浦方面に向け出港せり

●水產視察員退京

入京中の長崎縣水產課長林廣吉同縣技師鈴木小太郎同縣事務官秦豐助の三氏は去廿七日退京釜山に向へり

●石塚長官の快癒

風邪の氣味にて引籠中なりし同長官は病氣も全快したるを以て來週月曜頃よりは出勤の筈なりといへり

●閔宮相病氣引籠

宮內府大臣閔丙奭氏は病氣の氣味にて目下引籠り居れりと云ふ

●ソンタク嬢留別會

ソンタク孃(獨逸人)は近々歸國するに付去る二十七日自邸に韓人約三十名を招待し留別の宴を張れりと

●水害視察員出發

平安道水害救恤會發起人李甲氏は被害狀況視察の爲平壤へ向ふ

●神宮敬義會移轉

當地神宮敬義會にては今回中部長通坊へ移轉したりと云ふ

●京城基督教會

日之出町同教會にては本日曜日午前九時より日曜學校同十時より禮拜說教夜は午后八時より傳道說教あり朝の部「國民生活の高調」米澤牧師、夜の部「充實せる人格」同牧師

●平壤要覽

は平壤實業新報社の編纂に係る好著なり其体裁頗る完備し名所古跡の鮮明なる寫眞版數葉を挿み加ふるに美麗なる平壤市街の圖を挿む記事も亦頗る精選之を讀下すれば韓の舊都たる平壤は座ながらにして瞭然たりラッド博士の見たる平壤の如きは最も面白く見受らる平安南北兩道及黄海道の主要物產等に就て詳細に記述せられしを以て韓國貿易者にも必讀の要書ならむ(定價一圓二十錢)

公人私人

▲兼重次郎(平壤裁判所檢事長)廿七日歸壤
▲渡邊俊雄(仙臺高等工業教授)廿七日入京
▲山田義太(平安農銀博川支店長)同上
▲デーシーフレザー(米國紐育會社員)同上
▲關覺齋(駐韓軍司令部附二等軍醫)同上
▲竹澤信太郎(義州尋常高等小學校長)同上

近事片々

▲京城日報紙上に理事廳諭達突として現はる論文一讀二讀容易に解する能はざる也
▲是れ片々の理解力なき爲ならむ要するに新聞記事取締に關する諭達也とは承知す
▲新聞紙には新聞條例あり然るに更に此諭達は其駐釋にや所謂錦上更に花を添たり
▲新聞の任務は社會の出來事を報道すると共に嚴正なる批評を爲すにあり豈他あらむ
▲時に社會の風紀弛廢し淫蕩の風盛なるに至れば之を攻擊して反省を促すも亦任務
▲官紀の紊亂社會の墮落を矯正せしむるには何れの國にても新聞の力に依る事多し
▲新聞の絶叫は唯叱咤攻擊する耳ならず戒飭を促すもの是新聞の缺く可らざる所以
▲私情を漏し私利を計るが如きは全く大和魂を有する吾帝國臣民の本領に非ざる也
▲然るに韓國に於ける新聞紙を見るに本義を閑却し正當の軌道を逸出す云々は恐縮
▲京城に於ける邦人經營の新聞には恐らく軌道を逸する新聞はなからむと或者は言
▲時候の變り目にて病人多し現に統監府にても統監も石塚君も小宮君も恙にて缺勤
▲韓國經營多事の今日有力なる諸君の恙は甚だ憂ふべし攝養加餐速に回復あれかし
▲懇篤周密なる後援を自國人に與るは獨逸領事也と日本の官憲は之に正反對の有
▲海外に於ける獨逸商人の着々成功は之が爲め日本商人の成功せざるは
▲京城の通譯界は對州閥也とは或らむ現在幅を利かし居る通譯は皆對州
▲國分某の苞苴山の如しとか對州玉とか云ふ事片々知らざるも或は、
▲斯る事や其他官紀の振肅に啊は到底新聞の勢力に依らざれば
▲万國經氣球會議を開かむ列國皆賛同せりと日本も亦之
▲今世紀は全く飛行器の時行器で旅行を演ずる失飛の
▲火星愈々地球氣も運河もある從

▲日清協約調印未了

昨月の北京電報の日清協約は形式上未

之が驅除及豫防に關し方法を告示せり

りたる旨電報ありたるを以て農商工部に於ては技手を派遣して豫防に從事せしむる筈

●黄海道地方獸疫發生

入院中なりしが日赤痢となり避病院に收容せらる

제200호 1909. 8. 29.

三浦理事官の命に因り ●貴婦人の墮落 記事掲載中止

▲右は本社が苦心に苦心を重ね蒐集したるにして其發表は上流社會の**正確の材料**を基礎としたる記事**惰氣**を**革掃**するに資するならんと信じ掲載し來りたる次第なるが號を重ぬる事僅かに七回未だ眞の本文に入らざるに先ち一昨二十七日京城理事廳三浦理事官より突如掲載中止を命ぜられ候、竊に泣く兒と地頭には勝てずと因つて本社は午遺憾今回は理事官の命に從ひ**他日再び題目を換**へて讀者の公心に訴へ可申候

▲本記事に對する理事官の形式的見解は別として**社會の公論**は既に定まり居候之を以て如何に**時の天下**と雖も此公論には從はざるべからず候自ら社會の上流者を以て任ずる男女が今日迄の**不始末を改悛**し向後謹愼の態度を守るに至らば本紙の記事も少補なきにあらずと被存候

▲時も時折も折三浦理事官は新聞に關する**諭達文**を發せられ候其肯綮に當れるや否やは別として此殘暑甚しき際に於て斯る**名文**を拜されたるの勞を多しと致候

▲併し熟ら稽ふるに今の時に於て**大和魂**入の諭達を要するものは新聞記者には非ずして日夜**弄花淫蕩**を事とし**權勢**と**金錢**とを**亂用**し**國法及倫理道德**を**無視**して**新聞種**を**製造**する特種の階級に有之候

▲思ふに理事官と雖も**特種階級**の**腐敗**に腐敗を重ね居る事情を知悉せられ居候事と存候而らば此際新聞記事を取締るの勞を以て常に面白からざる新聞種を製造する特種階級に向つて**鐵槌**を加へられ候樣致度候

▲社會の**風教**維持は先其**泉源**を**淸**むるを第一と致候

●郵便所長の罪犯

▲元新町郵便所長▲貯金通帳を僞造す▲詐欺其他いろ／＼

福岡縣遠賀郡若松村大字修多羅三十番地平民當時京城新町三丁目二十五番地居住元新町郵便所長島田定助（四十）は先日詐欺取財事件にて拘引せられたる事は其の當時の紙上にて報じ置きたるが其の後彼が自白したる罪跡を列擧せんに島田は明治二十三年中過失殺罪にて下關地方裁判所支部にて罰金二十五圓に處せられたる事あり然るに明治四十二年四月中山口縣下の關市千島館滯在中同館へ止宿中なる漁業者北海道平民澤田由次郎が無學にして稍々常識に乏しき所あるを奇貨とし**韓國漁業**の頗ぶる**有利**なるを**說**き共同經營をなさん事を約して島田は同地の用を終へ歸韓せしに由次郎は同地より渡韓の是非を電報にて問ひ合せたる結果本年六月二日當地に來りたるも別に爲す事も無く徒徒する事十數日に及びしが島田は由次郎の依賴なりと稱し由次郎の實家に手紙を以て網一式を仁川に送附方申送りたるが其後該網は仁川宛送り來りし送狀を由次郎が發見して大に怒り詰責したる上之を仁川の問屋に預け置く事となりしが島田は表面同意し去る七月八日由次郎へは無斷にて取寄せ當地本町一丁目**岡田代書所**に之を擔保として金八十圓を借り入れ之を消費せり又島田は以前當地新町郵便所長たりし時同所の公印が自由にならるゝを惡用し佐伯イツなる名義の郵便貯金通帳を作成し之に預入月日を適宜記入して五百圓に達する額面となし同局日附印及**所長印を濫用**押捺して眞正なる貯金あるものゝ如く裝ひ之を擔保として明治町二丁目城六太より金三百五十圓を借り受けて費消なし又之と同一手段を以て住本かつ及山本くにの名義郵便貯金通帳二册を僞造し住本の分は五百圓山本の分は六百卅圓の各額面となし自分の懇意なる**中木高一**をして明治町一丁目杉山幸平へ之を擔保として住本名義の通にて四百圓山本名義の分にて三百圓を借り入れて費消せり又四十一年十月十九日當地本町一丁目佐々木守一より金百圓を借用せんとするに當り二人の連帶保證人を要するも依賴すべき人なきより一人は前記中木をなさしめ一人は出鱈目に元重繁と記入有り合せの印を押捺して佐々木を僞りて百圓を取り出し同年十一月十二日前同樣連帶保證人の名義を小川末五郎及び山本與四郎と勝手次第の記入をなし有合せの印を押捺して百圓を同年十月二十七日中木高一を借主とし前同樣上府倉祐及び小川來五郎吉岡仁吉三名を保證人と僞記し百圓を同年十一月二十六日前同樣の手段にて百圓遠山與五郎なる名義にて何れも前記佐々木より取出し費消せし旨自白なしたるが中木高一は其の情を知らず島田の爲めに利用せられたるものなりと云ひ居り

●飛んだ情死騷ぎ

▲政彌拍子と通譯先生 ▲二階から落ちて氣絶

去る二十六日の夜大和町の金ぷら屋江戸善方二階で一人の藝妓を揚げて此の不景氣を他所に底拔け騷ぎをなせし三十餘りの男あり名は暫く預るも本人は某**裁判所**に**通譯官**として相當の收入もあるものから常に料理屋遊びを爲す不心得者にて當日も壽町**淸水亭の政彌**拍子を招んで前記の如く散財中兩人共二階の窓口に腰掛けて涼を容れつゝ巫山戲居たるが如何なる機みにや**抱合**たる儘大地にズデンと**轉落**し其儘兩人共**氣絶**したればさてこそ情死を企てたりとて樓中俄かに大騷ぎとなり壽町の中島醫師、安藤漢城病院長等を招きて手當を加へ幸に蘇生したるも通譯先生の方は意外に**重傷**にて經過甚だ面白からずと是れも猪喰つた酬ひの一つか

●洗濯屋の刄傷

再昨二十七日午後九時頃大阪府西成郡北長柄村平民當地南山町二丁目坂洗濯屋職工横山良藏（三五）は前額部及左腕關節部に傷を負ひ只今明治町一丁目居住洗濯職工池田末吉（三八）から切られましたとの訴へ出に係官出張取調べたるに同夜午後八時四十分頃横山が入浴に行かんと曙町伊藤組前にて何れも洗濯屋職工なる池田及明治町一丁目居住黑川和一郎同町二丁目居住山岸萬太郎並に住所不明川口與吉の四名に出會ひ前夜坂洗濯屋方にて前記池田と中島某と喧嘩を爲したる事より池田と横山と口論をなしたる末遂に爭鬪を始め池田は懷中より洋小刀を取出し横山に疾病休業三週間を要する傷を負はしめたる事判明し被害者は不取敢富久尾醫師に手當をなさしめたるが加害者及び川田は現場より姿を隱し他の關係者を南部署へ同行翌朝加害者及川田は工藤刑事が取押へ今尚取調べ中也

●掛取の撲られ損

山口縣生れ當時京城相生町十三番戸居住古物商波多野きみ安政六年生は昨日午前八時頃南大門通り姓名不詳魚問屋雇人通稱山キなる者に豫て布

●大相撲の三日目

大坂大相撲は初日以來非常に好景氣なるが初日の勝負及び三日目取組は左の如し

勝　負

小染川（すくひなげ）源氏山
大林（よりきり）鶴ヶ濱
扇海（よりきり）西昇
岩友（よりきり）鳴門岩
加古川（[illegible]）熊ヶ谷
玉の森（すくひなげ）澤の鶴
陣幕（よりみ）松の音
大木戸（おしだし）改心

取組

山田川　小染川
鳳　熊ヶ谷
鶴ヶ濱　響矢
玉の森　鳴門岩
西昇　岩友
源氏山　佐野川
澤の鶴　松の音
加古川　改心
大林　陣幕
大木戸　扇海

●店員の誤魔化し

山口縣下の關市田中町松蔭通り八番戸平民硯里幾三（二二）は當地本町六丁目五番戸古迫角次郎方へ雇はれ中明治四十一年十二月より本年八月二十日迄の間に帳簿を僞り主家の金七十五圓を費消して其の筋に突出さる

●過つて足を轢く

仁川寺町市の瀨岩吉（四四）と云ふは韓人夫一名と共に一昨日午後三時頃水道局用土砂運搬車を仲町三丁目の坂を輓き居る途中萬石洞金會邊（一〇）の足を轢きたるより警官に引致せられ取調べを受

●仁川敷島の檢黴

仁川敷島遊廓の二種藝妓の檢黴は一昨日午後勵行せられたるが其の結果を聞くに總員八十名の中第二敷島の巴第二朝日の折鶴日進の次郎の三名洗滌を受けたるのみにて他は別條なかりし由

●贋造の新白銅貨

仁川第一銀行にて一昨日預金を取調べたる所贋造白銅貨二個を發見したれば直に仁川署に屆け出でたる由なるが此種の贋造貨は屢々發見する由也と

演藝



▲京城座 本日は『贋造紙幣十萬圓』なりと▲歌舞伎座は『新比翼塚』にして役割左の如し尚ほ明日は『巳が罪』なりと云ふ

花魁盛糸（西井）土屋女房たやす（桂木）仲居たせん（河野）谷豊榮（角村）茶店娘れまん（中村）地震の喜造（枩村）あんま佐の市（小谷）書生中村（北村）山の井順造（美崎）車夫松五郎（篠崎）土屋政高（愛澤）土屋老母れらく（高島）

吉凶鏡

本町五丁目 三一館判斷

八月廿九日舊七月十四日友引九紫（日曜）辛酉のそく△一白 飜蹈紛擾の日なり舊常を守り非分に馳すなかれ△二黑 快進利達の日なり殊に工業家には創業着手よろし△三碧 近親家庭内に言語事あり其他平靜の日とす△四綠 平和の日なり婚姻、組合、會社組織等よろし△五黄 快欣の日なりされども勢に任せて妄動し易し之を戒む△六白 金錢授受、取引齟齬、證劵の誤謬を惧しむべし盜難詐計を防ぐべし△七赤 不快の日なり他人の爲めに己れの利權を擲つ事ありされば仲裁示談等堅く避くべし△八白 奔族親のため心痛配慮の事あり其外吉△九紫 家畜從者子孫より災害を蒙る事多し總じて不利不達の日なり

右は概括的判斷なり各人格別に付ては直接同館の鑑定を請はる可し

△輕い御處刑▽ 獨門隱士

檢事「永樂町の車夫殺しの處刑は少し輕過たではないか」判事「ナニ餘り重くすると酒代を强請られるからね」

●天氣豫報（自廿八日午後六時至廿九日午後六時）

南西の風晴れ

廿七日（華氏）最高溫度 八四、四 最低溫度 七三、二

韓國銀行株主募集公告

今般韓國銀行ノ株主ヲ募集ス付左ノ事項ヲ公告ス

明治四十二年八月二十七日

韓國銀行設立委員長 男爵 松尾臣善

一、當銀行ノ資本ハ一千万圓ニシテ株式ノ總數ヲ十萬株トシ一株ノ金額ヲ百圓トス
二、韓國政府ハ三萬株ヲ引受クルモノトス
三、今回募集スヘキ株式數ハ十萬株ノ内韓國政府引受濟株數三萬株ヲ除キタル七万株トス但シ此ノ内四百株ヲ控除シ其ノ殘六萬九千六百株ヲ公衆ヨリ募集スルモノトス
四、當銀行ノ株式申込人ハ日韓兩國人ニ限ルモノトス
五、韓國銀行定款ハ明治四十二年八月廿五日日本國政府ノ認可ヲ得タリ
六、韓國銀行條例及當銀行定款ハ當事務所竝各地取扱店ニ備置クヲ以テ申込人ハ就キテ閲覽セラルヘシ尚當銀行定款ハ八月二十七日ノ日本官報及八月二十七日ノ韓國官報ニ其ノ全文ノ揭載アリ
七、株式申込ノ期限ハ隆熙三年**九月六日**ヨリ**同月十一日**マテトス
申込株數カ需要額ニ達スルトキハ前項ノ期限内ト雖募集ヲ締切ルモノトス
八、株式申込人ハ株式申込證ニ**證據金**（一株ニ付**金五圓**）ヲ添ヘテ各取扱店ノ内ヘ申込マルヘシ
證據金ニ對シテハ一口毎ニ領收證ヲ交付シ分割請求アルモ之ニ應セス
九、株式申込證ヲ郵便ニ付スル場合ニハ必ラス證據金ヲ添ヘテ書留郵便ニ付セラルヘシ
締切ノ時マテニ到達セサル株式申込證及申込證ニ證據金ノ添付ナキトキハ總テ之ヲ受理セス
十、株式申込證竝印鑑用紙ハ各取扱店ニ備置クニ付申込人ハ同店ニ就キ請求セラルヘシ
十一、申込株數カ需要額ニ超過シタルトキハ總申込人ニ對シ按分比例ヲ以テ募入額ヲ定ムヘシ
但按分ノ結果端數ヲ生シタルトキハ適宜ノ方法ヲ以テ處理スヘシ
十二、募入株式ニ對スル證據金ハ第一回拂込金ニ充ツルモノトス
募入外ノ者ニハ其ノ取扱店ヲ經テ其ノ旨ヲ通知シ證據金ヲ返戻スヘシ
十三、各株式ノ第一回拂込金ハ**二十五圓**（證據金共）トス委員長ノ通知ヲ得タルトキハ期限内ニ其ノ取扱店ヘ拂込マルヘシ若シ其ノ拂込ヲ爲サヽル爲株主タルノ權利ヲ失ヒタルトキハ其ノ既ニ拂込ミタル證據金ハ之ヲ還付セス
前項ノ場合ニハ委員長ハ定款ノ定ムル所ニヨリ損害賠償金ヲ請求スヘシ
十四、當銀行ノ株主募集事務ヲ委託シタル各地取扱店左ノ如シ

東京市	株式會社日本興業銀行
同	同 第一銀行
同	同 第十五銀行
同	同 第百銀行
同	同 第三銀行
同	同 東海銀行
同	同 東京銀行
同	同 豐國銀行
同	合名會社三井銀行
同	同 安田銀行
同	同 村井銀行
同	三菱合資會社銀行部
同	合資會社川崎銀行
大坂市	株式會社三十四銀行
同	同 浪速銀行
同	同 北濱銀行
同	同 近江銀行
同	合資會社加島銀行
同	合名會社鴻池銀行
同	同 住友銀行
同	同 山口銀行
京都市	株式會社京都商工銀行
名古屋市	同 愛知銀行
同	同 明治銀行
同	同 名古屋銀行

神戸市	株式會社浪速銀行神戸支店
橫濱市	同 第二銀行
同	同 橫濱七十四銀行
同	合資會社左右田銀行
福島市	株式會社第百七銀行
函館區	同 百十三銀行
小樽區	同 北海道銀行
金澤市	同 十二銀行金澤支店
新潟市	同 新潟銀行
高松市	同 高松百十四銀行
高知市	同 土佐銀行
松江市	同 第三銀行松江支店
廣島市	同 廣島銀行
門司市	同 二十三銀行門司支店
熊本市	同 肥後銀行
鹿兒島市	同 浪速銀行鹿兒島支店
韓國京城	同 第一銀行京城支店
同	同 漢湖農工銀行
同	同 大韓天一銀行
同	同 韓一銀行
同	同 漢城銀行
同	同 第一銀行仁川支店
同	同 第一銀行釜山支店
同	同 第一銀行平壤支店

